

練馬区指定介護予防・生活支援サービス 訪問型サービス

契約書別紙

1、サービス内容

身体介護	生活援助
<p>●自立生活支援のための見守りの援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共に行う調理 ・ 入浴・更衣などの見守り ・ 移動時の見守り ・ 買い物選択の援助 ・ 共に行う洗濯 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>●掃除や整理整頓</p> <p>●生活必需品の買い物</p> <p>●食事の準備や調理</p> <p>●衣類の洗濯や補修</p> <p>●薬の受け取り</p> <p style="text-align: right;">など</p>

2、利用料金

①サービス利用料

練馬区総合事業訪問型サービスを利用する場合は、原則として下表の単位です。

負担割合を確認するため、区が交付する負担割合証をご提示ください。

利用料金は、1カ月を最小の単位とした月当たりとなります。

金額は、負担割合1割の場合です	訪問型サービス 生活援助	訪問型サービス 身体介護
訪問Ⅰ 週1回程度の利用	1 1 4 1 単位 1 3 0 1 円	1 1 7 6 単位 1 3 4 1 円
訪問Ⅱ 週2回程度の利用	2 2 7 9 単位 2 5 9 8 円	2 3 4 9 単位 2 6 7 8 円
訪問Ⅲ 週3回程度の利用 (要支援2相当に限る)	3 6 1 5 単位 4 1 2 1 円	3 7 2 7 単位 4 2 4 9 円

② 初回加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回訪問もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に200単位算定する。

③ 介護職員処遇改善加算Ⅲ

所定単位数に訪問介護加算（18.2%）を乗じた単位数で算定する。

3、キャンセル規定

ご利用者様のご都合でひと月の訪問を、すべてキャンセルされた場合。

生活援助の場合、一回の訪問につき1300円。身体介護の場合、一回の訪問につき1560円がかかります。

4、その他

- * 営業範囲を超えての訪問で交通費がかかる場合には、別途負担になります。
- * 従業者が、ご利用者様の居宅で使用する公共料金、電気、ガス、水道料等、通院介助・外出介助などに伴う交通費等のご利用者様の別途負担となります。
- * 介護保険の制度上、ご利用者様からのお茶、お菓子、お品、現金等をいただくことはできませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- * 訪問予定のヘルパーが、予定の訪問ができなくなった場合、他のヘルパーを代替として訪問させます。その際、ご利用者様、又はその家族にその旨連絡し、了解をいただきます。同時に居宅介護支援専門員にもその旨報告します。
代替のヘルパーと担当のヘルパーの間で引継ぎを行います。
- * 訪問できないことが数日前にわかり、なおかつ代替のヘルパーがそのご利用者様を訪問した事がない場合は、事前に同行訪問をして引継ぎを行います。

5、介護保険適用外の料金

ヘルパーステーションぬくもりは、介護保険外のサービスを、自費サービスにて承っております。

30分未満・・・1500円 30分～1時間・・・2500円
延長は30分毎・・・1250円

【契約書別紙】の説明の確認

説明・確認日 令和 年 月 日

ご利用者様に対して、【契約者書別紙】を説明しました。

法人名	東京ふれあい医療生活協同組合	
代表者	百瀬 文也	印
住所	東京都北区堀船 3-31-15	
事業所名	ヘルパーステーションぬくもり	
管理者	本橋 篤史	印
住所	東京都練馬区練馬 1-15-1	
電話	03-5912-3510	FAX 03-5912-3516

私は、事業者から【契約書別紙】の説明を受けました。

[利用者]

住所 _____

電話 _____

氏名 _____ 印

[代理人]

住所 _____

電話 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____